

| | | | |
|--|---|------------------------|-----------------------|
| 事業者の名称 社会福祉法人アムノスの会 (登録特定行為事業者 指定訪問介護) | 事業所の名称 地域密着型(ユニット型)特別養護 老人ホームたまゆら | 事業所の所在地 飯田市北方3354-1 | 登録した年月日 平成29年9月16日 |
| 事業者の名称 合同会社中友花 (登録特定行為事業者 指定介護予防訪問介護) | 事業所の名称 訪問介護24 | 事業所の所在地 諏訪市小和田南5番2号 | 登録した年月日 平成29年9月16日 |
| 事業者の名称 合同会社中友花 | 事業所の名称 訪問介護24 | 事業所の所在地 諏訪市小和田南5番2号 | 登録した年月日 平成29年9月16日 |

介護支援課

長野県告示第462号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、平成29年10月1日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成29年10月2日

長野県知事 阿部守一

| 売りさばき人の氏名(名称) | 住所 | 売りさばき場所 |
|---------------|---------------|------------------------------|
| 小坂 勇雄 | 大町市大字大町1086-2 | 大町市大字大町1086-2 サークルK大町合庁前店 |

会計課

選告示第40号

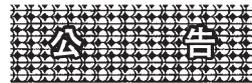
政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第2条第7項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めます。

平成29年10月2日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

| 区分 | テレビジョン放送 | | ラジオ放送 | |
|--------------------------|----------|----|----------|----|
| | 基幹放送事業者名 | 回数 | 基幹放送事業者名 | 回数 |
| 届出候補者の数が1人又は2人の候補者届出政党 | 株式会社長野放送 | 1 | 信越放送株式会社 | 1 |
| 届出候補者の数が3人から5人までの候補者届出政党 | 信越放送株式会社 | 1 | 信越放送株式会社 | 1 |
| | 株式会社長野放送 | 1 | | |

選挙管理委員会



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年10月2日

長野県知事 阿部守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
セキチュー上田菅平インター店
上田市大字住吉字塚田584-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社セキチュー
群馬県高崎市倉賀野町4531-1
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗の名称
(変更前) マツヤ上田東店
(変更後) セキチュー上田菅平インター店
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|--------|-------|----------------|
| (株)マツヤ | 小山 栄造 | 長野市大字北尾張部710-1 |

(変更後)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|----------|-------|------------------|
| (株)セキチュー | 関口 忠弘 | 群馬県高崎市倉賀野町4531-1 |

- 変更した年月日
平成29年9月15日ほか
- 届出年月日

平成27年11月30日及び平成29年9月15日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成29年10月2日から平成30年2月2日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年10月2日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

セキチュー上田菅平インター店
上田市大字住吉字塚田584-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社セキチュー
群馬県高崎市倉賀野町4531-1

3 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

| | 変更前 | 変更後 |
|----|------|------|
| 1 | 76台 | 46台 |
| 2 | 111台 | 54台 |
| 合計 | 187台 | 100台 |

(注)位置は届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

平成30年5月16日

5 届出年月日

平成29年9月15日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成29年10月2日から平成30年2月2日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日